

部活動における感染拡大防止等の留意点

(令和2年8月20日時点)

金沢市教育委員会

- 1 部活動への参加の有無について確認する。
 - ・本人の意思及び保護者の同意があること
 - ・発熱等体調の悪い生徒は参加させないこと
 - ・毎日体温を測定し記録を残すこと
- 2 部活動顧問等による生徒の事前・事後の健康観察を徹底する。
 - ・事前の健康観察については、生徒の自己申告に加え、顧問等が生徒の表情を観察するなど心身の状況を確認すること
 - ・事後の健康観察については、活動中の状況も踏まえ、ミーティング等で体調等の確認を行うこと
- 3 感染拡大防止に向けた活動場所の環境整備に努める。
 - ・体育館や特別教室等でのドア・窓等を可能な範囲で解放し、換気に努めるとともに、丁寧な清掃を行うこと
 - ・開始前・終了後の手洗い、活動中の咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底すること（可能な範囲での、アルコール消毒液の設置）
 - ・部室等の狭い空間の在室はできるだけ避け、短時間の利用とするなど一斉に利用しないようにすること
 - ・身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用すること
 - ・運動時のマスクの着用による身体へのリスクを考慮して、運動部活動中のマスク着用の必要はない。（マスクの着用を否定するものではない）
 - ・顧問は、原則としてマスクを着用すること
 - ※「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2020.8.6 Ver3）、「学校の体育の授業におけるマスクの着用の必要性について」（収教学第299号R2.5.27付）参照
- 4 生徒が至近距離で接触する状況を避けた活動を行う。
 - ・集合やミーティングをする場合、一人一人の間隔を十分取ること
 - ・人数の多い部活動（特に屋内で実施するもの）は、グループを分ける等、狭い空間に多人数になることを避けること
 - ・生徒及び教職員ともに、「換気の悪い密閉」「人が密集する」「近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の条件がそろう場所や場面を予測し、避けること
- 5 生徒の実態に応じた活動とする。
 - ・臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我や事故防止には十分に留意すること。
 - ・水分補給容器やタオル類を共用しないこと
 - ・水筒を持参させ、こまめな水分補給や休息を取り入れるなど、熱中症対策に万全を期すこと
 - ・用具や器具等を共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するとともに、学校の実情を踏まえ、できる限り生徒間で不必要に使い回しをしないこと
 - ・部活動終了後すぐに帰宅させる等、活動前後の時間をできるだけ短くするよう心がけること
 - ・秋季新人競技大会や発表会等に向けた目標を明確にし、意欲的な活動となるよう努めること

6 活動時間は平日2時間以内、休日3時間以内とする。

- 管理職は、各部の活動計画等を事前に把握すること
- 生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等の指導のもと、実施すること
- 休養日は、原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とすること

7 対外的活動については、以下の通知のとおりとする。

- 中学校
【発教学第391号】「金沢市立中学校における部活動の対外的活動について（通知）」
(R2. 7. 21付)
- 高等学校
【発学職第165号】「部活動の対外的活動について（通知）」(R2. 7. 1付)